

日本共産党を代表されました、高木議員のご質問
にお答えいたします。

初めに、国民保護協議会条例等についてであります。

武力攻撃事態等への対処は基本的に国の責任において行うべきものでありますが、国民保護法に基づき地方公共団体が行う事務は、原則として法定受託事務となっているところであります。

国民保護協議会は、広く住民の意見を聞きながら、国民保護計画の作成に関する事項等、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために設置するものであり、協議会委員につきましては、自衛隊の職員を含め、法の規定にもとづき選任してまいります。

国民保護対策本部は、武力攻撃事態等が発生した場合に、国民保護計画に基づき対処するものであり、緊急対処事態対策本部は、これらに準ずる緊急事態に対処するものであります。

また、訓練につきましては、避難誘導、消火、救助など、防災訓練と共通するものもあり、今後、方法等については、国民保護計画の中で検討することとなります。

本市としましては、国民保護法が想定している事態が絶対に起きないことを念願するとともに、いついかなる状況にあらうと、市民の基本的人権が尊重され、生命と財産が守られなければならない

いと考えているところであります。

次に、国保行政についてであります。

まず、国庫支出金の変更については、退職医療制度の創設に伴うものであり、医療費負担の公平性を確保するためには、適切な制度の変更であったものと考えています。

次に、資格証明書の交付についてであります。リストラや倒産で、生活が一時的に困難となった場合に適用できるよう、保険税の減免制度を拡充したところであります。

減免後の保険税については、医療費支払財源として、当然、納税して頂かなければならないものであり、今後も厳格な対応をしてまいります。

次に、税制改正による影響につきましては、世帯あたりの人数や所得が多岐にわたっていることから、全体を推計する事は困難であります。

次に、世帯あたり一律 1 万円の保険税の引き下げについては、国保会計の健全な財政運営を図る観点から困難であります。

次に、障害者自立支援法についてであります。

利用者負担につきましては、急速に増加するサービス利用に対応し、継続的に制度を維持していくため、一定の利用者負担を求めることとしているものであります。

本市独自の助成制度を講じる事は困難であります。が、利用者負担については個別減免などの各種の軽減措置が講じられ、低所得者に対して配慮されているところであります。

また、各種減免制度の周知については、支援費制度利用者への案内、「広報ふくやま」、事業所へ出向いての説明会などを通じ周知に努めているところであります。

次に、公費医療費負担についてであります。

更正医療、育成医療及び精神通院医療については、自立支援医療として利用者負担が導入されますが、月額上限額の設定とともに、継続的に治療が必要な方などについては、負担軽減策が講じられているところであります。

入院の際の食費負担については、国が定めた標準負担額の負担が必要となりますが、国民健康保険等の医療保険により低所得世帯や長期入院の場合には負担軽減について配慮されているところであります。

精神障害者措置入院に係る医療費については、高額所得の場合、自己負担が生じる場合もありま

すが、原則として公費負担であります。

次に、サービスの支給決定についてであります。

サービスの支給決定に当っては、本人の状況、介護者や居住の状況などを勘案し、支給決定することとしており、個々の実態に応じたサービス提供ができるものと考えております。

小規模作業所につきましては、福祉的就労の場の確保の観点から、本年度より単市制度として助成制度の充実を図ったところであります。

次に、障害者保健福祉総合計画の策定における障害者本人の参画についてであります。

計画策定に際しては、当事者やその家族等の意見を踏まえる中で、策定作業を概ね終えたところであります。

次に介護保険についてであります。

まず、一般会計からの財源の繰り入れについてであります。

給付費用の財源構成については、介護保険法において定められているところです。

次に、国庫負担割合についてであります。現行の20%から25%に引き上げ、財政調整交付金を、その枠外とするよう全国市長会を通じて国に要望しているところです。

次に、食費・居住費の自己負担についてであります。

食費・居住費等の利用者負担は、「負担の公平」などの観点から見直されたものであり、低所得者に対しても負担限度額を設けるなど、きめ細かな対応がなされているところであります。

なお、食費・居住費等の実態調査結果においては、一部利用控えがあるという回答もありましたが制度改正前の9月給付実績と改正後の10月以降の給付実績を比較しますと、利用人数は増加していることから、制度改正の趣旨を理解していただいているものと認識しております。

次に、環境政策についてであります。

プラスチックゴミの分別の変更についてありますが、今回の分別の変更は、プラスチックの純度を高め、容器包装リサイクル協会を通じてのリサイクルを再開し、更なる資源化を推進するためのものです。

次に、施設、経費及び環境への負荷についてであります。

ごみ固形燃料工場、清掃工場とも、適正な運転管理を行うことにより、安全な稼動に努めて参ります。

また、維持管理経費については、効果的・効率的な運転を行い、経費の節減に努めるとともに、環境への負荷についても、適正な燃焼管理により、低減に努めて参ります。

次に「拡大生産者責任」についてであります。

2000年（平成12年）6月に施行された循環型社会形成推進基本法に位置付けられており、今後、この考え方は、拡大、強化されるものと考えております。

次に、住環境整備についてであります。

まず松浜町一体のモデル地域におけるこれまでの施策と成果についてであります。

警察署の指導の下に、地域においてパトロールや生活環境にかかわる情報収集を行っていただき、課題については、関係機関や地域住民と連携をとりながら対応してまいりました。

このほか行政機関の合同立入調査による指導や街路灯の整備をおこない、生活環境の改善に一定の成果があったものと考えております。

モデル地域の指定は、本年度末を持って終了いたしますが、地域課題の解決について協働の取り組みの中で、引き続き南学区として独自に、子どもの見守り活動や防犯活動を実施されるとうかがっております。

こうした中で地域指定の目的は一応達成したものと考え、期間の延長は考えておりませんが、本市といたしましてもこの地域については息の長い取り組みが必要であると考えており、地域住民や関係機関と連携をとりながら今後とも必要な措置を講じて参ります。

次に、保育行政についてであります。

今後の児童数の推移や施設の老朽化など保育所が抱える様々な課題を解決するとともに、公と私が互いに研鑽しあいながら、保育内容の維持向上と子育て支援を中心としたあらたな社会的ニーズに応えていくことを目的に、再整備に取り組んでいるところです。

引き続き、多様な保育ニーズに応え、児童に、より良い保育が提供できるよう、適正規模・適正配置を基本に、各地域の実態に応じた保育所運営に努めてまいります。

なお、「総合施設」につきましては、今後、国が示す枠組み、指針等を見極めてまいります。

教育行政についてお答えいたします。

子どもの安全確保についてであります。

全国的に子どもが被害に遭う事件や本市における不審者情報も跡をたたない状況にあり、子どもの被害の未然防止や被害を最小限に食い止める取り組みが必要と考えております。

子どもの安全確保につきましては、これまでも学校は地域の関係団体や警察等と連携を図るとともに、スクールサポートボランティアや地域の方々の協力を頂き、多くの大人の目で子どもを見守っていただいているところです。

「中学校への緊急通報システムの整備」「小中学校への防犯カメラの設置」「学校警備員などの人的配置」につきましては、被害防止のための地域への広報活動を推進し、情報の共有化を図るとともに、家庭、地域、学校、警察、行政が一体となって子どもを被害から守る取り組みをさらに進め、安全確保に万全を期してまいりますので、ご理解をお願い致します。

保護者や地域のボランティアの活動につきましては、補償制度の対応をしているところです。

また、加配教員の措置、少人数学級、養護教諭の複数配置につきましては、今後も県教育委員会と連携してまいります。

次に、靱港埋立て架橋計画についてであります。

昨年 6 月と 8 月に開催した靱まちづくり意見交換会は、出来るだけ多くの住民のみなさんのご意見をお伺いし、今後の靱町のまちづくりに活かしていくため開催しました。

まちづくりは、住民生活に深く関わりがあり、住民と行政が協働で取り組むべきものであります。そのため、今後も、引き続き、ホームページ等を通じて、靱町のまちづくりに関する様々な情報を、住民の皆様と共有し、皆様の意見をお聞きする中で、事業を推進して参りたいと考えております。

提出したと言われた「靱のまちづくり検討委員会」の設置を求める要望書の署名については、いまだに提出されていないため、署名内容等の確認はできませんが、2004 年（平成 16 年）6 月に提出された「靱地区道路港湾整備事業の早期実現に関する要望書」については、靱町住民の大多数の賛同署名が添付されております。

この署名や、昨年開催した二回の意見交換会、10 月に開設した靱町まちづくりホームページに寄せられた意見等を通じて、靱港の歴史的景観と調和した埋立て架橋の早期実現が、靱町住民の大多数の要望であると受け止めており、埋立て免許申請のための所要の経費を計上したところであります。

山側トンネル案は、通過交通を排除するだけの

案であり、現在、鞆町が抱えている諸課題を解決できません。

また、関江之浦線の都市計画を廃止する場合も代替道路が必要であり、埋立て架橋案を推進して行くものです。

この埋立て架橋案は、学識経験者や地元住民の方にも参加して頂く中で、鞆の歴史や文化、住民の生活環境にも十分配慮した計画としており、今後、広島県とも連携して、埋立て免許申請の手続を進めて参りたいと考えております。

次に、福山道路等の幹線道路網についてであります。
まず、瀬戸学区における事業説明会につきましては、延べ12回開催し、課題事項に対しては各種資料を作成するなど、真摯に対応してきたところであります。

こうした取り組みの結果、瀬戸学区では、大多数の関係地権者に了解を得て、全域で地形測量が実施されたことなどから、学区全体としては、事業概要に対して一定の理解が得られたものと受け止めております。

また、説明会で質問等が集中していた環境面でも、新たな予測交通量や、環境の現地調査結果等を基に、環境影響を照査した結果、全項目で環境基準等を満足したことから、環境の保全について、一定の見通しが立ったものと考えております。

このような状況から、関係者に事業概要を説明するために開催する事業説明会は、瀬戸学区では一定の役割を果たしたものと、事業者で判断され、先般の開催をもって終了されたものであります。

なお、今後は、希望者への個別説明を実施する事を説明会の終了時に約束しており、引き続き質問等へは、真摯に対応される旨を、事業者から伺っております。

次に、県道熊野瀬戸線の個別説明に係る
「不在置手紙」についてであります。

熊野学区の鳴地区では、第2回設計協議を開催した際、町内の数名が事業への理解を示していない現段階では、町内会での意見集約は困難との意見が出されました。

このため、詳細設計の内容を、町内会員並びに地権者を訪問して説明し、不在の場合に連絡をお願いする置手紙を、約30戸に配布したものであります。

その後、電話連絡や再訪問を行った結果、現在までに、不在世帯の約8割に連絡がついたところであり、今後も事業者である県と協力して、関係者に設計内容等を説明する中で、理解を求めてまいります。

次に、福山城の景観についてであります。

福山城東側の地域につきましては、福山駅に直近する立地条件から、商業、業務の利便の増進及び土地の高度利用を求められる地域であります。

そのため、マンションの建設が行われるなど、土地の高度利用が進んでおります。

こうした中、福山城公園の周辺地区につきましては、指定されている用途地区を踏まえ、今後の都市的景観のあり方について、研究して参りたいと考えております。

次に、マンション建設計画についてであります。建築物の高さにかかる法規制については、建築基準法では建築物の日照、通風、再考など、住環境保護の目的で、高層マンションなどに対する車線制限等の最低基準の規定がありますが、高さの限度規定はありません。

日影規定については、広島県建築条例に高さ制限が規定されているところであり、新たな高さ規制を設けることは考えておりません。

次に、**BSE 問題**についてであります。

米国産牛肉の脊柱混入問題につきましては、国が 3 月 6 日、米政府に対して、原因と再発防止のため質問所を提出しているところであります。

また、国内牛については、生産から販売までを一体的に管理するトレーサビリティ制度が導入されており、牛肉の安全・安心の確保が図られております。

また、本市におきましては、全頭検査を継続しており、検査に要する費用については、引き続き全額国の負担とするよう要望しているところであります。

つぎに、同和行政・同和教育行政についてであります。

２００６年度（平成１８年度）以降の本市の人権行政につきましては、先の総体説明でも明らかにしたように「人権文化が根付いた地域社会の実現」を基本理念に掲げる「福山市人権施策基本方針」に基づき、様々な人権課題の解決に向けた諸施策の総合的・計画的な推進に努めてまいり所存であります。

また、同和問題の解決に向けては、「基本方針」の中で明らかにしているように、今日、なお残されている課題を踏まえ、人権啓発、人権擁護、相談事業等必要とされる一般施策を適宜・適切に実施してまいります。

なお、部落解放同盟福山市協議会への団体補助金については、人権・同和問題解決に有効で、公益に資するとの判断に立って、所要額を計上しているものであります。

また、福山市人権交流センターにおける部落解放同盟福山市協議会への事務所の使用許可につきましては、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障がないことなどから、使用許可しているものであります。